

申立特許権者等への認定開始通知日通知書

平成 年 月 日

殿

税関長 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物についての申立特許権者等への認定手続開始の通知が行われた日は、下記のとおりですので、関税定率法第 2 1 条の 5 第 2 項の規定に基づき通知します。

記

通知日 平成 年 月 日

(裏面)

表面に記載の期日は、以下の請求を行うための基準日となるものです。

1. 申立特許権者等の場合

関税定率法第 21 条の 4 第 1 項に規定する特許庁長官への意見照会の請求

十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日までの間、当該請求を行うことができます。

2. 輸入者の場合

関税定率法第 24 条の 5 第 1 項に規定する認定手続取りやめ請求

次に掲げる日のいずれか遅い日後(認定手続中に限る。)当該請求を行うことができます。

(1) 十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日

(2) 関税定率法第 21 条の 4 第 5 項に規定する特許庁長官への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第 6 項に規定する特許庁長官の意見の通知を受けた日から起算して 10 日を経過する日

(参 考)

通知日 申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日。

十日経過日 通知日から起算して 10 日を経過する日(行政機関の休日(土日、祝日、年末年始(12月 29 日~1 月 3 日))の日数を算入しない。)

二十日経過日 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から 20 日を経過する日(行政機関の休日の日数を算入しない。)

* 上記 2.(2)の「10 日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。